

■ 特 集

- ◆ 最近の環境違法行為の取り締まり強化について
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 海外アドバイザー事業部 1

■ 経 済

- ◆ 中国の「一帯一路」圏諸国からの輸入～互恵関係の構築は今後の課題
三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 調査部 8

■ 産 業

- ◆ 中国自動車業界の今 ～中国自動車業界をより深く理解するための 3 つの切り口～
三菱東京 UFJ 銀行 戦略調査部 14

■ 人民元レポート

- ◆ 英国 EU 離脱決定後の中国金融市場動向について
三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 環球金融市場部 19

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国税関総署「通関申告書記載作成規範」を改定
KPMG 中国 22

- ◆ 法務：中国における電子契約の法的問題とリスク防止
北京市金杜法律事務所 25

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「最近の環境違法行為の取り締まり強化について」

☆最近、中国の各地で環境法令違反として行政処罰を受ける企業が増加しており、環境保護部門は処罰を行った企業の名称、処罰内容をホームページで公開している。

☆背景には、全国範囲で深刻化する環境汚染、特に大気、水、土壌の汚染に対し、習近平政権がその改善を喫緊の課題とし、国務院が企業の違法行為の取り締まり強化を含む行動計画を策定していることや、ここ数年来、環境保護法、固形廃棄物環境汚染防止法、大気汚染防止法、環境影響評価法といった環境関係の主要な法律が相次いで改正され、罰則が厳しくなっていることがある。

☆企業に対する環境保護部門の取り締まりは今後も継続するなか、日系企業は、環境専門の研究機関、評価機関、検査機関等を活用して環境標準等の最新の環境法令を知ること、所在地の環境保護局と交流を図り指導を受けること、環境保護部門の「企業環境信用」の評価指標・基準を参考にした自己点検などにより、環境規制下での自社の環境保護措置の状況を正確に把握することが重要。

経 済 「中国の『一帯一路』圏諸国からの輸入～互惠関係の構築は今後の課題」

☆中国の輸入における「一帯一路」圏諸国のシェアは足元 25%前後で推移しており、「一帯一路」圏は中国にとって東アジア圏に次ぐ第2の輸入相手地域。

☆一方、「一帯一路」圏諸国にとって中国は最大の輸出相手国。ただし、財別の輸出構造を見ると、対中輸出は全体的な傾向に比べて中間財の割合が大きく、最終財の割合が低い構造となっている。

☆「一帯一路」圏諸国の経済発展を考えたとき、中長期的には対中輸出における最終財の割合が対世界輸出と同等あるいはそれ以上の水準まで拡大することが望ましい。

☆しかしながら、中国が「一帯一路」政策の中心に据えるインフラ建設は、「一帯一路」圏諸国にとって対中貿易の拡大のみならず、さらに広範にわたる販路の拡大も可能にするもので、これによって中国に依存し過ぎないという意味において自立的な近隣諸国の経済発展に貢献することになる。鉄道、道路、港湾の建設による「シルクロード」の再興・拡張の狙いもまさにそこにあるのではない。

産 業 「中国自動車業界の今～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切り口～」

☆2016年1-6月の中国の自動車工場出荷台数は前年比8.1%増と2015年通年の同4.7%増を上回る高い伸びを確保。

☆今後1～2年の展望について、2016年後半は前年の発射台が低い上、年末に掛けて車両購置税減税終了前の駆け込み需要も見込まれるため相応の伸びが期待されるが、2017年は減税延長との楽観的な見方と減税終了の警戒感とがあり、政策次第でシナリオが変わる可能性がある点に留意が必要。

☆新エネ車、省エネ車を取り巻く環境については、PHEVが今後の牽引役との見方は不変ながら、ここ数年でEVの充電インフラ設置の動きが活発化しており、新エネ車、省エネ車の動向についてもフォローが必要。

☆中資系サプライヤーの動向については、近年、技術力、設計、開発力の向上により、中国国内において一部の部品では外資系サプライヤーと競合する存在にまで成長していることから、今後、価格競争の一段の激化、一部の日系サプライヤーが買収されるケースも十分想定されよう。

人民元レポート 「英国 EU 離脱決定後の中国金融市場動向について」

☆6月23日の英国のEU離脱決定後、先進国の為替市場でボラタイルな動きが示現するなか、CNY市場における人民元の対ドル相場の変動は軽微なものに留まった。背景には、中国経済に対する英国EU離脱の影響が相対的に軽微との見方やグローバル投資家が投機的な取引を自由に仕掛けることが出来ないことが考えられる。また、9月の中国ホストのG20サミットを控え、当面当局が一方的な人民元安進行にならないよう管理した為替相場を維持するものと市場参加者が見ていると思われることも一因と考えられる。

☆一方、中国はロンドンをハブとした人民元取引フローを拡大する狙いもあることから、今後の国際金融センターとしてのロンドンの地位が低下すれば、こうした戦略に影響が及ぶ可能性が高い。

☆英国EU離脱に対する中国金融市場の影響は、短期的には小さかったものの、EU離脱のプロセスが不透明ななか、今後、不確実性の高まりが再度マーケット混乱の引き金となる可能性は否定できず、中長期的には人民元国際化戦略への影響も含め、引き続き離脱交渉の動向を注視していく必要があるだろう。

スペシャリストの目

税務会計 「中国税関総署『通関申告書記載作成規範』を改定」

☆中国税関総署は輸出入貨物の荷主による輸出入通関申告の規範化と輸出入通関書の記載用件の統一化を図るべく、通関申告書記載作成規範を改定。（「“中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範”の改定に関する公告」税関総署 2016 年第 20 号、2016 年 3 月 30 日発効。）

☆今回の改訂で、「特別な関係の確認」「価格への影響の確認」「ロイヤリティー支払の確認」が新たに開示項目として追加されており、関連取引とロイヤリティー取引に従事する企業は、これらの項目の記載に細心の注意を払う必要がある。

☆昨今、特定の企業グループの複数子会社を対象に、支払いロイヤリティーに焦点を当てた関税調査が進んでいることに鑑み、中国子会社の間で、整合性のある関税と移転価格ポジションの確保が必要。また、輸出入企業は「価格への影響の確認」と「ロイヤリティー支払の確認」の申告前に、社内調査、とりわけ国際移転価格設定と非貿易取引における料金支払についての十分な調査が必要。

法務 「中国における電子契約の法的問題とリスク防止」

☆現在、電子契約に関する国際的な定義は確立されていないが、中国では 2015 年に改正された電子署名法が電子データについて、2013 年に公布された電子契約オンライン締結手続き規則が電子契約について定義しており、電子データによる電子契約は中国契約法において認められた契約形式となっている。

☆電子契約の効力は、電子データの契約形式と電子署名の信頼性から認定されるが、法令と司法実務とで認定基準が異なるという問題がある。

☆電子契約の法的リスク回避の観点からは、企業、特にインターネット金融企業においては、法令や司法実務における電子署名の信頼性の認定の違いに着目する必要があるとあり、相応の契約条項を定めることによって、電子署名について可能な限り法令・実務両面の要求を満たすことが重要。

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2016 年 9 月 18 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=Ew1L4m>



最近の環境違法行為の取り締まり強化について

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

国際本部海外アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

最近、中国各地で日系企業が環境法令に違反したとして行政処罰を受けるケースが増えている。中国の環境問題が深刻な状況にあり、それに伴って法的規制が厳しくなっていることは多くの企業の知るところだが、企業が行政処罰を受けた理由や行政処罰が増えている背景についてはあまり知られていないように思われる。今回はそれらの事情について述べてみたい。

1. 企業の環境違法行為に対する行政処罰の状況

2016 年 4 月、全人代常務委員会で初めて環境保護にしばった国务院の活動報告が行われた。報告を行ったのは環境保護部の陳吉寧部長で、それによると、2015 年に各クラス的环境保護部門が下した行政処罰の件数は 9 万 7000 件余り、罰金総額は 42 億 5000 万元で 2014 年に比べ 34% 増えたという (注 1)。

こうした状況は、地方の環境保護部門が公表している情報からもわかる。各省・自治区・直轄市の環境保護部門が毎年公表している「環境状況公報」を見ると、2014 年から 15 年にかけて多くの地方で処罰件数、罰金ともに二桁以上の大幅な増加となっている (注 2)。この趨勢は 2016 年に入っても続いており、こうした中で日系企業が処罰を受けるケースも増えている。

各地方の環境保護部門では、環境違法行為で行政処罰を行った企業の名称や一部企業の処罰内容をホームページで公開している。その中で最も積極的に情報公開を行っているのが上海市で、上海市環境保護局では毎月、市環境保護局と市内各区・県環境保護局が行政処罰を行った企業の名称、法定代表人名、根拠法令、違法行為、処罰決定日を記載したリストを公表しており (注 3)、また各区・県の環境保護局では処罰を行った一部企業について「行政処罰決定書」の全文や処罰の概要を公表している。

これらを見ると、2016 年 1~6 月に市と各区・県の環境保護局が行政処罰を行った件数は 1210 件で、そのうち日系企業と見られるのは 21 件 (18 社) である。それらの中には日本の上場企業が出資している企業も複数含まれている。全体の中ではわずかだが、決して例外的とは言えない数に上っている。

処罰の事由は、「建設プロジェクト“三同時”及び検収制度違反」が最も多く (7 社)、次いで「大気汚染防止管理制度違反」、「水質汚染防止管理制度違反」、「固形廃棄物管理制度違反」 (各 4 社)、ほかに「汚染防止施設の不正使用または無断解体・放置」と「自動モニタリング管理制度違反」 (各 1 社) となっている。

これらの約半数については、処罰の具体的内容が公表されている。「建設プロジェクト“三同時”及び検収制度違反」とされた企業では、7 社のうち 3 社の内容が公表されているが、それらの処罰事由は「環境保護施設の竣工検収を経ずに主体工事を正式に稼動」が 2 社 (事業内容は化学製品製造と危険品倉庫経営)、「環境保護施設が未設置」が 1 社 (同じく金属表面処理加工) である。処罰の内容は、いずれも生産・使用停止と罰金数万元とされているが、罰金よりも生産・使用を再開で

きるようになるまでの損失の方が痛手だろう。

ほかに複数の企業に共通する処罰事由をあげると、「大気汚染防止管理制度違反」の「揮発性有機物の排気が規定通りに密閉された空間か処理施設から排出されていない」というもの、また「固形廃棄物管理制度違反」の「危険廃棄物を移送する際に規定に従って連絡書を作成し、発出地の環境保護局に申請しなかった」というものがある。処罰内容はいずれも即時是正命令と罰金だが、前者の罰金が数万元であるのに対して、後者の罰金は十数万元である。根拠法の「固形廃棄物環境汚染防止法」の規定では罰金は 2 万元以上 20 万元以下とされているが、いずれも十数万元を科されており、情状が比較的重大と判定されたことがわかる。(法律の罰則規定については後掲の表をご参照。)

なお、これらの企業を企業登記情報検索サイト(注 4)で見ると、いずれも設立後、数年から長い企業では 20 年以上が経過しており、環境保護局の定期・不定期の検査か第三者の通報を受けての調査で違法行為が発見されたものと推測される。これら処罰を受けた企業では、処罰事由とされた違法行為についての認識が不足していたように思われる。

2. 処罰増加の背景

1) 政府の取り締まり強化

企業の環境違法行為に対する行政処罰が増えている背景には、環境保護部門の取り締まりの強化がある。それは全国範囲で環境汚染が深刻化しており、習近平政権がその改善を喫緊の課題としていることによる。前述の全人代常務委員会での報告で陳吉寧部長は、「我が国の資源環境の許容能力はすでに限界に達したか近づいており、生態環境、特に大気、水、土壌の汚染は深刻である」と述べている。

こうした状況下、2015 年には“環境保護大検査”を展開し、全国で延べ 177 万社を検査し、違法企業 19 万 1000 社に対して閉鎖命令、生産停止命令を含む処分を科したという。この“環境保護大検査”は、2014 年 11 月の国务院の通知(注 5)によって全国で実施されたもので、2015 年末までに全ての汚染物質排出単位(注：企業を含む各種組織)を対象に、汚染物質排出状況や建設プロジェクト環境影響評価制度と“三同時”制度(注：プロジェクトの主体工事の設計・施工・稼動と同時に汚染防止施設の設計・施工・稼動を行うことを義務付ける制度)の実施状況を重点的に検査し、処分や問題の改善を行った上で、結果を上級政府に報告するという活動である。

今後の活動について、陳吉寧部長は、大気、水、土壌の汚染防止を最優先に国务院の行動計画に従って取り組むと述べている。この行動計画とは、「大気汚染防止行動計画」(2013 年 9 月 10 日発布)、「水質汚染防止行動計画」(2015 年 4 月 2 日発布)、「土壌汚染防止行動計画」(2016 年 5 月 28 日発布)のことで、それぞれ 10 ヶ条の大方針を掲げていることから、“大気十条”、“水十条”、“土十条”という通称で呼ばれている。

いずれも数年後から十数年後の目標数値を掲げているが、これらは中央・地方政府の総力をあげなければ達成が不可能なレベルと思われる(次表をご参照)。3 つの十条のうち“大気十条”と“水十条”には多くの汚染防止の措置が示されているが、それらに共通するのは、汚染物質排出の多い業種での企業の整理・淘汰、また企業の違法行為の取り締まり強化といった短期の改善が期待できる措置である。これも最近の企業に対する取り締まり強化につながっている。

なお、“土十条”では、“大気十条”、“水十条”と違って、汚染防止の具体的な措置よりも汚染状況についての調査や関係法令・標準の整備が上位にあげられている。これは、まだ土壌汚染状況の把握が十分でなく、「土壌汚染防止法」をはじめとする関連法令もなく、土壌関係の環境標準も古いものが多いことによる。

＜三大行動計画での主な目標値＞

“大気十条”	✓ 2017 年までに全国の地級市（注：省・自治区の下にある二級行政単位の都市）以上の都市での吸入粒子状物質（PM10）濃度を 2012 年比で 10%以上削減する。 ✓ 2017 年までに微小粒子状物質（PM2.5）濃度を北京・天津・河北地区で 25%前後、長江デルタ地区で 20%前後、珠江デルタ地区で 15%前後それぞれ削減する。北京市では年平均濃度を 1 立米当たり 60 マイクログラムとする。
“水十条”	✓ 2020 年までに長江、黄河、珠江、松花江、淮河、海河、遼河の 7 大重点流域の水質Ⅲ類以上（注：Ⅰ～Ⅴ類のうち飲用に適したレベル）の比率を 70%以上、地級以上の都市市街区の汚水比率を 10%以下、飲用水水源の水質Ⅲ類以上の比率を 93%以上にする。 ✓ 2020 年までに全国の地下水の水質が劣悪な比率を 15%以下にする。 ✓ 2020 年までに近海域の水質が第 1 類と第 2 類（注：全 4 類のうち第 1 類は漁業に適したレベル、第 2 類は水産養殖に適したレベル）の比率を 70%前後にする。 ✓ 2020 年までに北京・天津・河北地区の使用不能（Ⅴ類よりも低いレベル）な水の比率を 15 ポイント前後引き下げ、長江デルタ地区と珠江デルタ地区の使用不能な水をなくす。 ✓ 2030 年までに 7 大重点流域の水質優良比率を 75%以上にし、都市市街区の汚水をなくし、飲用水水源の水質Ⅲ類以上の比率を 95%前後にする。
“土十条”	✓ 2020 年までに汚染された耕地の安全利用率を 90%前後とし、汚染された土地の安全利用率を 90%以上とする。 ✓ 2030 年までに汚染された耕地と土地の安全利用率をそれぞれ 95%以上とする。

2) 法律の改正と罰則の強化

一方、この数年来、環境関係の主要な法律が相次いで改正され、罰則が厳しくなっている。改正された法律は、「環境保護法」（2014 年 4 月 24 日改正法公布、2015 年 1 月 1 日施行）、「固形廃棄物環境汚染防止法」（2015 年 4 月 24 日改正法公布、2005 年 4 月 1 日施行）、「大気汚染防止法」（2015 年 8 月 29 日改正法公布、2016 年 1 月 1 日施行）、「環境影響評価法」（2016 年 7 月 2 日改正法公布、2003 年 9 月 1 日施行）である。

「環境保護法」は 1989 年の公布以来、25 年ぶりの改正である。改正法では、罰則が強化されるとともに、末端に近い県クラス（県または区）の環境保護部門の処罰権が拡大された。罰則の強化では、企業などが環境違法行為で罰金・是正命令を科された場合、是正されるまで 1 日毎に罰金を加算するとされ、事実上、罰金の上限が撤廃された。また、県クラスの環境保護部門の処罰権拡大では、汚染物質排出基準を超えた場合などに生産制限・停止命令を科す権限を与え、業務停止・閉鎖についても政府の許可を得れば命令ができるとした（旧法では環境保護部門の処罰権は罰金のみ）。

「大気汚染防止法」は、処罰の事由が詳細に規定されたほか、罰金の金額が引き上げられた。日系企業の処罰事例で適用された処罰事由と罰金を例示すると、次表の通りである。

なお、同法の規定に違反して大気汚染事故を起こした場合には、県クラス以上の環境部門が汚染の程度に応じて直接的損失の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を科し、合わせて直接の責任者に対して前年度収入の 50%以下の罰金を科すとされている（旧法では、直接的経済損失の 50%以下かつ 50 万元以下の罰金とされていた）。また、「環境保護法」の規定と同様に、汚染物質排出許可証を取得せずに排出し、あるいは大気汚染物質排出基準が重点大気汚染物質排出総量コントロール指標を超過して排出し、罰金・是正命令を受けた場合には、是正されるまで 1 日毎に罰金を加算するという規定も設けられている。

＜「大気汚染防止法」の主な罰則規定＞

- ✓ 大気汚染物質排出基準または重点汚染物質排出総量コントロール指標を超過した場合、是正命令か生産制限・停止命令、かつ 10 万元以上 100 万元以下の罰金（旧法では 1 万元以上 10 万元以下）。情状が重大な場合は業務停止・閉鎖命令。
- ✓ 大気汚染物質自動モニタリング設備を設置、使用しない場合、または環境保護部門のモニタリング・コントロール設備とネットワーク接続をしない場合、是正命令、かつ 2 万元以上 20 万元以下の罰金（注：新規定）。
- ✓ 揮発性有機物を排出する生産・サービスで、密閉された空間または設備の中で行わない場合、汚染防止施設を設置、使用しない場合、または排気を減少させる措置を採らない場合、是正命令かつ 2 万元以上 20 万元以下の罰金（新規定）。
- ✓ 鉄鋼、建材、非鉄金属、石油、化学、製薬、鉱産物採掘等の企業が集中収集処理、密閉、フェンス設置、遮蔽、清掃、散水等の措置を採らず、粉塵・気体汚染物質の排出を制御、減少させない場合、是正命令、かつ 2 万元以上 20 万元以下の罰金（新規定）。

なお、「水質汚染防止法」は直近の改正が 2008 年だが、改正「大気汚染防止法」と同様に厳しい罰則規定が設けられている（下表をご参照）。

＜「水質汚染防止法」違反の主な罰則＞

- ✓ 建設プロジェクトで水質汚染防止施設を設置しない場合、または未検収か不合格のまま主体プロジェクトを稼働させた場合、検収に合格するまで生産・使用停止命令、かつ 5 万元以上 50 万元以下の罰金。
- ✓ 水質汚染物質排出自動モニタリング設備を設置しない場合、期限付き是正命令。期限内に是正されない場合、1 万元以上 10 万元以下の罰金。
- ✓ 水質汚染物質処理施設を正常に使用していない場合、または環境保護部門の許可を得ずに解体、放置した場合、期限付き是正命令、かつ納付すべき汚染物質排出費の 1 倍以上 3 倍以下の罰金。
- ✓ 排出汚染物質が国・地方の排出基準または重点水質汚染物質排出総量コントロール指標を超過した場合、期限付き是正命令、納付すべき汚染物質排出費の 2 倍以上 5 倍以下の罰金、かつ是正されるまで最長 1 年間、排出を制限か生産停止。期限内に是正しない場合は閉鎖命令。
- ✓ 水質汚染事故の応急処置案を制定していない場合、2 万元以上 10 万元以下の罰金。

「固形廃棄物環境汚染防止法」の罰則規定は、2004 年 12 月の第 1 次改正法から変わっていない。ただし、その規定はかなり厳しく、同法の規定に違反して固形廃棄物汚染環境事故を起こした場合には、県クラス以上の環境保護部門が 2 万元以上 20 万元以下の罰金、また重大な損失をもたらした場合には直接的損失の 30% かつ 100 万元以下の罰金を科し、重大事故の場合には県クラス以上の政府が業務停止または閉鎖を命じるとされている。

「環境影響評価法」も罰則が強化され、建設プロジェクトで環境影響評価手続きをせずに建設工事を行った場合、総投資額の 1~5% の罰金、かつ原状回復を命じるとされた（旧法では、期限内の再手続きを命じ、期限を超えた場合に 5 万元以上 20 万元以下の罰金を科すとされていた）。

以上のような法律の罰則規定の厳格化も、取り締まり強化の背景にある。

3) 取り締まりを加速する規則の制定

法律の罰則規定の厳格化とともに、法を執行する環境保護部門の行政処罰での裁量権についての基準が制定されたことも、取り締まりを加速させている要因だろう。この基準は、法律の罰則に最高・最低の罰金が規定されている場合に、考慮すべき要素や違法の程度を区別する基準のことで

ある。2009 年に環境保護部から初めて基準が初めて示され（注 6）、その後、これに基づいて各地方で具体的な規則が制定されている。

例えば、上海市の規定（注 7）は、罰金の金額に幅が設けられている 18 の違法行為について、裁量の要素、判定基準と程度別の比率を定めており、合計の比率を罰金の最高額に乗じて罰金額を算出する（下表をご参照）。こうした具体的な基準があれば、区の環境保護局の担当者も判断しやすいに違いない。

＜上海市の排水基準を超過した違法行為に対する罰金の算出基準（例）＞

裁量の要素			判定基準	
要素	具体的条件	配分比	程度	百分比
環境への影響 の程度	汚染物質濃度が排出基準を超過 （最も汚染度の高い汚染因子）	25%	超過比率 300% 以上の場合	25%
			100% 以上 300% 未満の場合	20%
			30% 以上 100% 未満の場合	15%
			30% 未満の場合	5%
	汚水排出量	20%	1 日当たり 300 t 以上の場合	20%
			100 t 以上 300 t 未満の場合	15%
			100 t 未満の場合	5%
	汚染因子の基準超過項目数	15%	3 項目以上の場合	15%
			2 項目の場合	10%
			1 項目の場合	5%
社会への影響 の程度	周辺住民・単位等への影響の 有無	20%	影響が大きい場合	20%
			影響が中程度の場合	15%
			影響が小さい場合	10%
			影響がない場合	0
違法回数	3 年以内に処罰を受けた回数	10%	処罰が 1 回以上の場合	10%
			処罰がない場合	5%
調査・証拠収集 への協力状況	法執行検査に協力したか否か	10%	調査に協力しなかった場合	10%
			調査に協力した場合	5%

3. 企業の対策

企業に対する環境保護部門の取り締まりは、今後も継続される。日系企業としては、積極的に対策を採る必要があるだろう。

まずは最新の環境法令を知ることである。前述の「環境保護施設の竣工検収を経ずに主体工事を正式に移動」したとして行政処罰を受けた上海に所在する日系企業 2 社は、いずれも設立後、数年から十年程度経過している。その時点では、環境影響評価での環境保護施設の竣工検収はすでに国家環境保護総局の法令で義務付けられていた（注 8）。今になってこれを怠ったとして処罰されたのは、設立当時の環境保護局の対応に問題があったものと思われる。同様の例は、他の地方や別の業種でも見られる。

こうした問題があるにしても、自社がその当事者になることは避けなければならない。リスクを防止するには、ふだんから所在地の区や県の環境保護局との交流を図り、その指導を受けることが重要である。環境保護局と交流していれば、環境保護部門の検査の動向についてもおよその状況がわかる。

知っておくべき環境法令の中には、環境標準も含まれる。しかし、中国の環境標準は膨大である。環境保護部によれば、2015 年 3 月現在、国家級・地方級を合わせた各種標準は 1768 種類にも上る

（注 9）。しかも、これらはときとして改訂されるため、独自に必要な情報を収集することは至難と言える。そこで、「第三方機構」と言われる環境専門の研究機関や評価機関、検査機関などを活用するのがよいだろう。これらの機関は、環境保護局が業務を委託する関係にあるので、紹介してもらえばよい。

自己点検も重要である。その際には、環境保護部門の「企業環境信用」の評価指標・基準（注 10）が参考になる。企業環境信用評価は、環境保護部門が企業の環境面での信用格付をし、等級別に異なる待遇を与えることで企業の環境保護への取り組みを強化させることを目的として行っているものである。その評価は、環境保護部門が収集した企業の環境に関わる行為についての情報に基づいて、一定の指標と基準に基づくポイント加点方式で行っている（下表をご参照）。

いずれにしても、行政処罰を受けて良いことはない。会社の生産・経営に支障が出るだけでなく、処罰情報が公開され、信用に傷が付く。とりわけ政府各部門から厳しい目で見られることになる。違法行為によって事故を起こせば、社会的信用が失墜し、事業の継続自体が困難になる可能性もある。重要なことは、中国の環境規制の下での自社の環境保護措置の状況を正確に把握することと思われる。

＜企業環境信用評価の指標・評点方法＞

分野	指標	評価基準	百分比
汚染防止	1. 大気・水質汚染物質の排出基準到達状況	環境保護部門による汚染物質排出口のモニタリングでの基準到達率	15%
	2. 一般固形廃棄物の処理状況	処理率	5%
	3. 危険廃棄物の管理状況	環境保護部の管理指標への到達度	5%
	4. 騒音発生状況	工場境界部での騒音基準との差	4%
生態保護	5. 立地選定での生態環境保護状況	生態環境への影響の程度	2%
	6. 資源利用中の生態環境保護状況	資源利用、原材料買付等での法律・国際条約への適合度	1%
	7. 開発・建設中の生態環境保護状況	開発・建設時の保護措置の実施程度	2%
環境管理	8. 汚染物質排出許可証の更新状況	規定に基づく対応の程度	6%
	9. 汚染物質排出状況の申告状況	規定に基づく対応の程度	2%
	10. 汚染物質排出費の納付状況	規定に基づく対応の程度	2%
	11. 汚染防止施設の稼働状況	正常稼働率	6%
	12. 汚染物質排出口の設置状況	排出口の設置の適否とオンライン自動モニタリング測定器の正常運転率	3%
	13. 自己モニタリング状況	達成率	2%
	14. 内部の環境管理状況	専門部署・人員、制度の整備の程度	5%
	15. 環境リスク管理	事故対応マニュアルの作成・届出・訓練、環境汚染責任保険への加入等の程度	10%
	16. 強制性クリーン生産の審査	規定に基づく実施の程度	3%
	17. 行政処罰と行政命令	行政処罰・命令の程度	15%
社会監督	18. 大衆の告発状況	告発の回数	4%
	19. メディアの監督状況	信用逸失行為での露出の程度	2%
	20. 情報公開状況	規定に基づく対応の程度	4%
	21. 自己モニタリング情報の公開状況	情報公開率	2%
合 計			100%

注：「企業環境信用評価弁法（試行）」に添付される「企業環境信用評価指標及び評点方法」を要約したもので、原文では上記の評価基準は具体的に記載されている。

- (注 1) 「国務院の 2015 年度環境状況及び環境保護目標達成状況に関する報告」、原文は“中国人大網”の以下のサイトに掲載。http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-04/25/content_1987688.htm
なお、行政処罰件数については、メディアの報道で 2014 年は約 8 万 3000 件とされており、2015 年の増加率は 17%となっている。
- (注 2) 特に増加した省・直轄市の状況は、以下の通り。北京市：処罰件数 27%増（約 3500 件）、罰金 93%増（約 1 億 6000 万元）、天津市：75%増（858 件）、5 倍増（約 8600 万元）、遼寧省：22%増（約 3500 件）、3.5 倍（2 億 2000 万元余）、山東省：20%増（約 7000 件）、83%増（3 億 4000 万元）、江蘇省：47%増（約 8000 件）、83%増（約 4 億 2000 万元）、上海市：34%増（約 2600 件）、61%増（約 1 億 7000 万元）、重慶市：67%増（約 2500 件）、47%増（約 1 億 1000 万元）。なお、浙江省は処罰件数 24%増（約 1 万 3000 件）、罰金 2%減（約 4 億 6000 万元）、広東省は同じく 26%減（1 万 1000 件余）、44%増（約 5 億 2000 万元）となっている。
- (注 3) 最近の企業リストは、以下のサイトに掲載されている。
http://www.sepb.gov.cn/zhifa/law_enforce_sublist.jsp?time=2016-07-25
- (注 4) 企業登記情報検索サイトは、国家工商行政管理総局の「全国企業信用情報公示システム」。
<http://gsxt.saic.gov.cn/>
- (注 5) 「国務院弁公庁の環境監督管理・法執行の強化に関する通知」（国弁発〔2014〕56 号、2014 年 11 月 12 日発布・実施）、
- (注 6) 「環境保護部弁公庁の環境行政処罰自由裁量権行使の規範化文書の印刷・発布に関する通知」（環弁〔2009〕107 号、2009 年 9 月 1 日発布・実施）。原文は環境保護部の以下のサイトに掲載。
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgt/200910/t20091022_174808.htm
- (注 7) 「上海環境保護行政処罰裁量基準規定」（2014 年 4 月 16 日発布・実施）、原文は上海市環境保護局の以下のサイトに掲載。
<http://www.sepb.gov.cn/fa/cms/shhj/shhj5066/shhj5068/2014/04/86150.htm>
- (注 8) 「建設プロジェクト竣工環境保護検収管理弁法」（環境保護部令第 13 号、2001 年 12 月 27 日公布、2002 年 1 月 1 日施行）。原文は環境保護部の以下のサイトに掲載。
http://www.mep.gov.cn/gkml/zj/jl/200910/t20091022_171817.htm
- (注 9) 中国と EU が 2009 年に共同設立した標準情報プラットフォーム（CESIP）の「環境保護産業市場参入及び標準執行指導ハンドブック」に記載。原文は以下のサイトに掲載。
<http://www.eu-china-standards.cn/zgbz/zjsc/hyzn/201102/P020150824610338109272.pdf>
- (注 10) 「企業環境信用評価弁法（試行）」（環境保護部・国家発展改革委員会・中国人民銀行・中国銀行業監督管理委員会、環発〔2013〕150 号、2013 年 12 月 18 日公布、2014 年 3 月 1 日施行）。原文は環境保護部の以下のサイトに掲載。
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201401/t20140102_265940.htm

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都港区虎ノ門 5-11-2

E-Mail：r-ikegami@murc.jp TEL：03-6733-3948



経 済

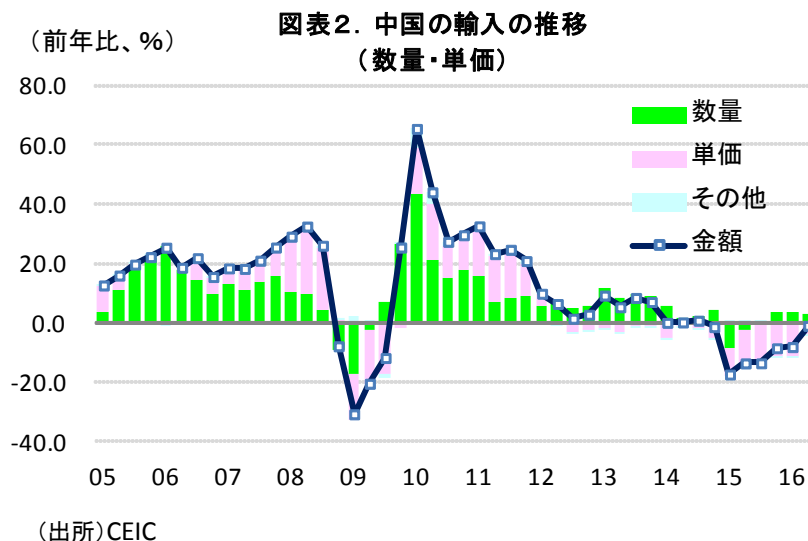
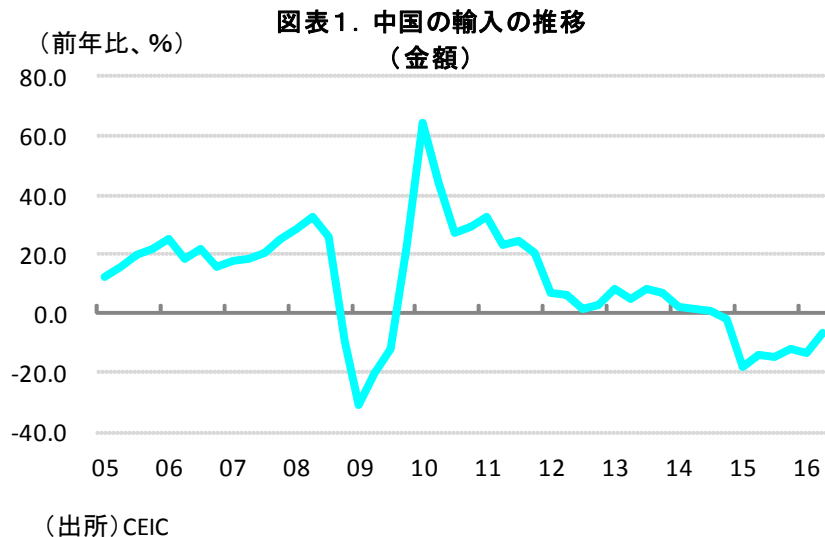
中国の「一帯一路」圏諸国からの輸入～互惠関係の構築は今後の課題

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

調査部 研究員 野田麻里子

1. 低迷する中国の輸入

2016 年 4-6 月期の中国の輸入は前年比－6.7%と 1-3 月期（同－13.3%）に比べてマイナス幅は縮小したものの、2014 年 10-12 月期以降、7 四半期連続で前年比マイナスが続いている（図表 1）。こうした輸入低迷の主因は原油など一次産品価格の低下を背景とした輸入単価の下落にあり、輸入数量は 2015 年 10-12 月期以降、前年比プラスに転じている（図表 2）。中国経済の減速は続いているが、政府目標の 6.5%以上での成長率が維持されれば、国際商品価格の動向によっては輸入金額が前年比プラスに転じる可能性もあるとみられる。

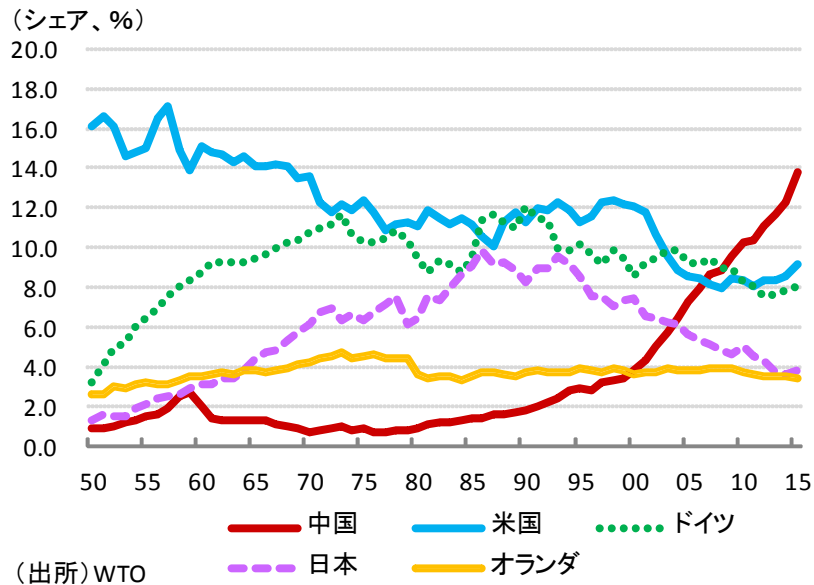


2. 輸入大国でもある中国

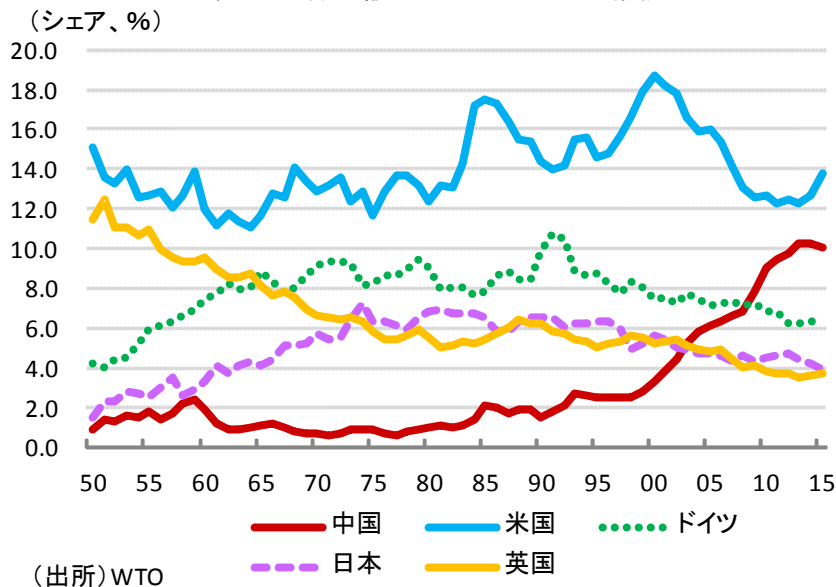
中国は 2009 年にドイツを抜き、世界最大の輸出国となった。その後も世界の輸出に占める中国のシェアの拡大は続き、2015 年には 13.8%と今や 60 年代の米国に匹敵する輸出大国である(図表 3)。

一方、世界の輸入に占める中国のシェアも特に 2000 年以降、拡大を続け、2009 年にはドイツを抜き、米国に次ぐ世界第 2 位の輸入大国となった。その後も世界の輸入に占める中国のシェアは拡大傾向にあるが、輸出のそれに比べて勢いに欠け、かつ直近の 2015 年のシェアは 10.1%と前年の 10.3%から 0.2%ポイント低下し、世界輸入第 1 位の米国との差は拡大している(図表 4)。とは言うものの、中国は米国に次ぐ輸入大国であり、その趨勢は世界経済に大きな影響をもたらしていると考えられる。

図表 3. 世界輸出に占めるシェアの推移



図表 4. 世界の輸入に占めるシェアの推移



3. 「一带一路」圏は中国にとって東アジア圏に次ぐ輸入相手地域

中国と「一带一路」圏諸国（図表 5）の貿易関係を中国の輸出という面から分析すると、「一带一路」圏諸国が鉄鋼、コークス、セメントといった中国の過剰生産業種の製品の買い手として、構造調整がもたらす景気の下押し圧力に直面する中国にとって一定の安全弁の役割を果たしていることがわかる。一方、「一带一路」圏諸国も比較的安価にインフラ建設に必要な資材を中国から輸入できている面もあるとみられ、ここにはそれなりの互恵関係があると考えられる（BTMU 中国月報 2016 年 7 月号）。では、中国の輸入、すなわち「一带一路」圏の輸出という面からみたときに同じような互恵関係がみられるのだろうか。以下、確認してみた。

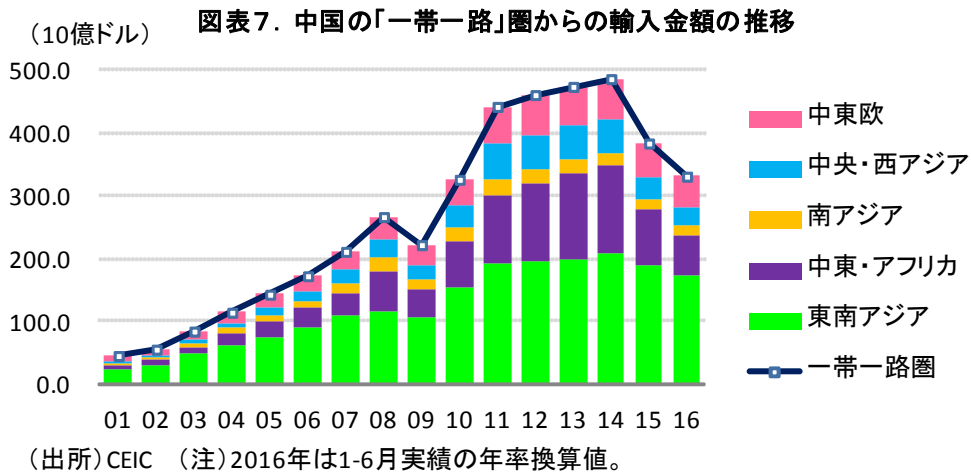
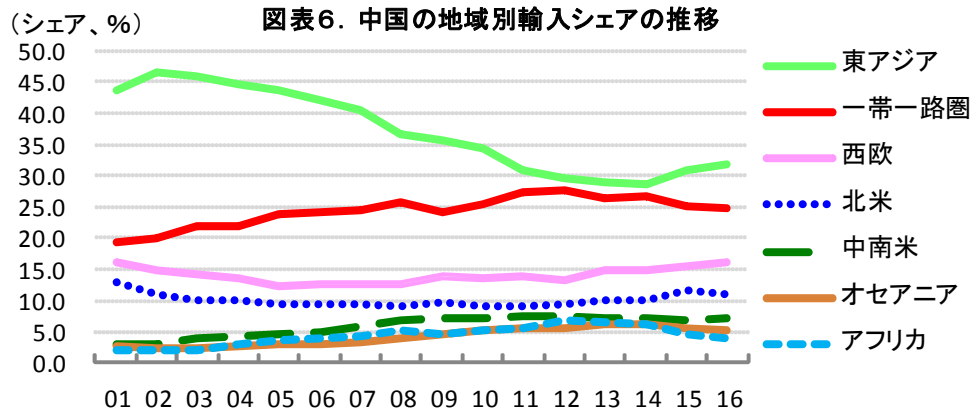
図表 5. 「一带一路」圏の国々(65カ国)

中国(1カ国)
東南アジア(11カ国)
ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東チモール、ベトナム
南アジア(7カ国)
バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ
中央・西アジア(11カ国)
アフガニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、イラン、カザフスタン、キルギスタン、モンゴル、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
中東・アフリカ(15カ国)
バーレーン、エジプト、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、UAE、イエメン
中東欧(20カ国)
アルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スロベニア、ウクライナ

（出所）香港貿易発展局HP （注）BTMU中国月報2016年7月号より再掲。

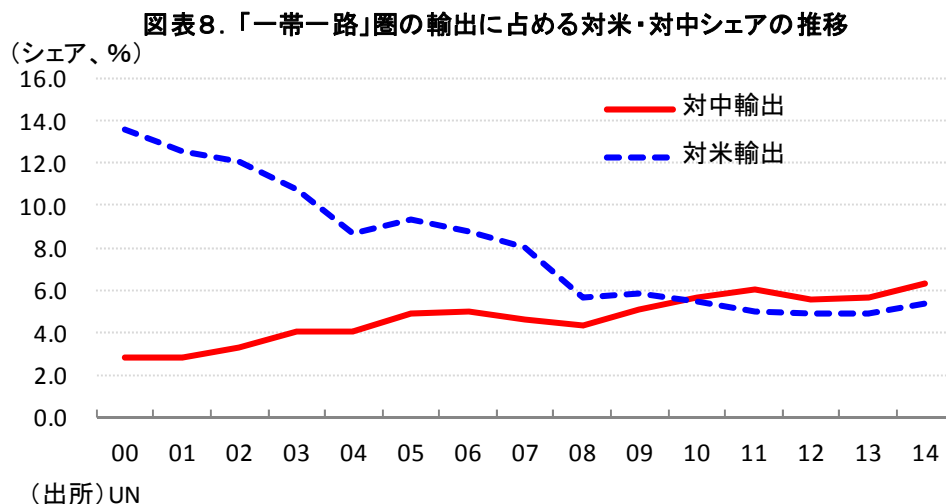
まず中国の地域別輸入構造をみると、中国の輸入に占める「一带一路」圏のシェアは 2000 年代初めの 20%前後から 2010 年代半ばには 3 割近くに達し、東アジア圏（香港、日本、韓国、台湾）にほぼ匹敵する輸入相手地域となったものの、足元は 25%前後で横ばいに推移している（次頁図表 6）。この一因は原油など一次産品価格の低下にあるとみられる。「一带一路」圏を 5 つの地域に分けて中国の輸入額の推移をみると、2015 年、2016 年には総じて前年に比べて減少しているが、中でも産油国が多い中東・アフリカ地域の減少幅が最も大きくなっている（次頁図表 7）。

中国の輸出に占める「一带一路」圏のシェアは拡大を続け、2016 年 1-6 月実績では東アジア圏を上回っている。これに比べると中国の輸入における「一带一路」圏のシェアは東アジア圏に次ぐ 2 番手にとどまっており、輸出面に比べると相対的に低い位置づけにあると言えそうである。



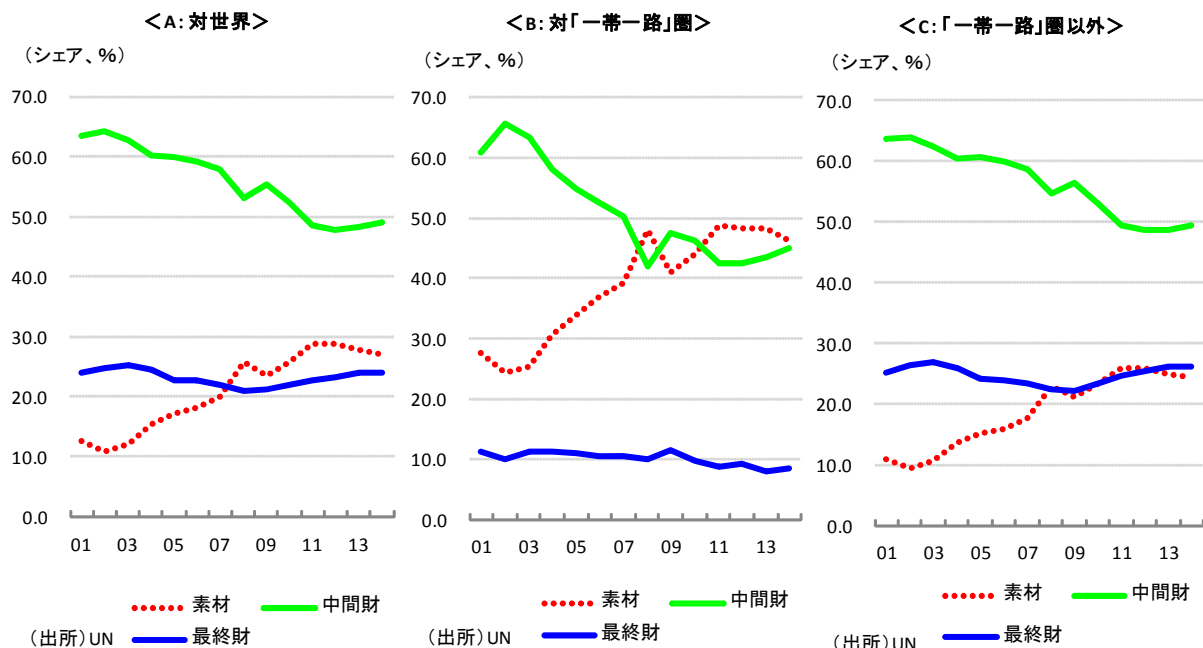
4. シルクロード再興の意味

翻って、「一帯一路」圏にとっての対中輸出の位置づけをみると、2010 年以降、「一帯一路」圏の輸出に占める対米輸出と対中輸出のシェアが逆転し、その後も両者の差はわずかではあるものの、中国が「一帯一路」圏にとって最大の輸出相手国の地位を保っている (図表 8)。

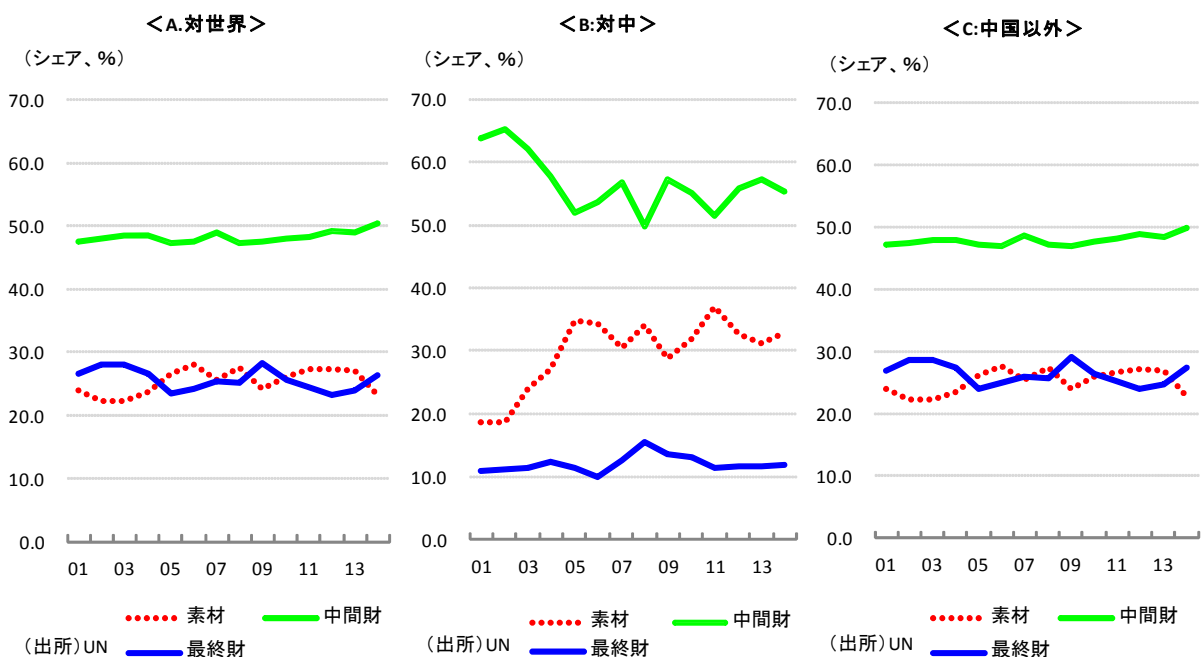


次に財別（国連の BEC : Broad Economic Categories）の貿易構造について確認してみた。上段図表 9 は中国の輸入構造、下段図表 10 は「一带一路」圏の輸出構造である。これを見るといずれものパネルが示す構造が<A>あるいは<C>が示す構造と大きく異なり、一方、<A>と<C>は水準にやや違いはあるものの、ほぼ同じような構造を示していることがわかる。そして上段のパネルは中国の対「一带一路」圏輸入構造が、全体的な傾向に比べて素材の割合が大きく（中間財の割合は総じて大きい）、最終財の割合が低い水準にとどまっていること、また下段のパネルは「一带一路」圏の対中輸出構造が、中間財の割合が全体的な傾向に比べて大きく、最終財の割合が低いことを示している。

図表9. 中国の財別・相手地域別輸入構造



図表10. 「一带一路」圏の財別・相手地域別輸出構造



「一带一路」圏諸国の経済発展を考えたとき、短期的には中国との経済関係緊密化によって、中身を問わず、輸出全体の拡大を維持できることが重要と考えられるが、中長期的には、対中国でも対世界輸出と同等の水準、あるいはそれ以上に最終財の輸出割合を拡大できることが望ましいだろう。しかし、現状をみるとこうした「一带一路」圏諸国にとって望ましい貿易構造の実現には少し時間がかかりそうである。

こう考えると「一带一路」政策はやはり中国の一人勝ちのための構想であると言いたくなるかもしれない。しかし、中国が「一带一路」政策の中心に据えるインフラ建設は対中貿易の拡大のみならず、「一带一路」圏諸国が広範囲にわたる「一带一路」圏内、あるいはその外側へ販路を拡大することをも可能にするものであり、これによって中国に依存し過ぎないという意味において自立的な近隣諸国の経済発展に貢献することになるのではないだろうか。そして鉄道、道路、港湾の建設による「シルクロード」の再興・拡張の狙いはまさにそこにあるのではないかと考える。

（執筆者連絡先）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : mariko.noda@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



中国自動車業界の今 ～中国自動車業界をより深く理解するための3つの切り口～

三菱東京 UFJ 銀行
戦略調査部 香港駐在
調査役 黒川 徹

2016 年前半 (1～6 月) の中国の自動車工場出荷台数は前年比 8.1%増と、2015 年通年の伸び率 (同 4.7%増) を上回る高い伸びを確保。世界最大の中国自動車市場の動向は大いに注目される一方で、市場全体を捉えた統計は存在せず、様々な見方が混在しているのが実状。そこで、本稿では、中国自動車業界について、以下の 3 つの切り口にて簡単に整理した。

1. 今後 1～2 年の自動車需要をどう捉えるべきか

2016 年前半 (1～6 月) の自動車工場出荷台数は前年比 8.1%増と 2015 年通年の伸び率 (同 4.7%増) を上回る高い伸びを確保。需要回復の鍵を握る車両購置税の減税に関しては、「減税効果が続く」と前向きに報じる記事が多い一方で、「減税効果が息切れしつつある」と悲観的な見方もある。今後 1～2 年の自動車需要をどう捉えるべきか。

(1) 足元の動向

2016 年前半 (1～6 月) の自動車工場出荷台数は前年比 8.1%増と、2015 年通年の伸び率 (同 4.7%増) を上回る高い伸びを確保した (図表 1)。

とりわけ、主力の乗用車 (全体の約 85%) は車両購置税の減税^(注)が始まった 2015 年 10 月から急回復しており、足元、2016 年 2Q (4～6 月) は、前年比 11.8%増と二桁成長に回帰している。

(注) 車両購置税 (自動車取得税) は、中国国内で車両を購入した機関・個人が徴収される税。2015 年 10 月から 2016 年 12 月末の間は、排気量 1.6L 以下の車両の税率が通常の 10%から 5%へと減税される。

《 図表 1：自動車の工場出荷台数の動向 》

(単位：万台)

	2014				2015				2016		
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	前半
自動車全体	592	576	532	649	615	570	519	752	652	628	1,281
前年比 (%)	9.2	7.5	4.2	6.2	3.9	▲ 1.0	▲ 2.4	15.8	6.0	10.2	8.1
乗用車	487	476	452	555	531	479	444	658	566	536	1,102
前年比 (%)	10.1	12.3	8.1	9.2	9.0	0.5	▲ 1.9	18.6	6.7	11.8	9.1
商用車	105	100	80	94	85	91	75	94	86	93	179
前年比 (%)	5.1	▲ 10.6	▲ 13.3	▲ 8.6	▲ 19.4	▲ 8.6	▲ 5.2	▲ 0.3	1.4	1.8	1.6

(資料) 中国自動車工業協会資料を基に戦略調査部 (香港) 作成

“乗用車の工場出荷台数の急回復”については、これまでも「減税効果による需要増を見込んだ完成車メーカー各社が、実需を上回る台数を出荷しているのではないか」（日系サプライヤー談）と懸念を示すコメントが聞かれていた他、足元、2016 年 2Q の二桁成長は前年の伸び率が 0.5% 増と発射台が低いという要因で嵩上げされた面も強く、「減税効果が息切れしつつあるのではないかと心配している」（中国政府系シンクタンク談）と悲観的な見方もあるため、減税による販売面へのプラス効果を慎重に見極めることが必要。

この点、乗用車の販売動向を的確に示す自動車の強制保険^(注)の加入台数をみると、減税が実施された 2015 年 10 月以降、工場出荷台数と歩調を合わせ高い伸び率で推移し、2016 年 2Q も好調を維持している（図表 2）。特に、減税対象である排気量 1.6L 以下に限ってみれば、市場全体を大きく上回る伸びを維持しており、足元においても減税は需要回復の大きな追い風と言えよう。

（注）日本の自賠責保険にあたる自動車交通事故責任強制保険（本資料では新車のみカウント）。中国では、車両を購入した機関・個人は新車登録（ナンバープレートや走行許可証等の登録）を行う際に強制保険に加入した証書を提出することが必要。

《 図表 2：自動車強制保険加入台数の動向 》

（単位：万台）

	2014				2015				2016		
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	前半
乗用車全体	443	417	442	528	512	422	462	624	539	480	1,019
前年比(%)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	15.4	1.3	4.4	18.3	5.5	13.7	9.2
1.6L以下	306	278	300	370	361	284	306	447	385	341	726
前年比(%)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	18.0	1.9	1.7	21.0	6.7	20.3	12.7
1.6L超	138	138	142	158	151	138	156	176	155	139	293
前年比(%)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	9.6	▲ 0.0	10.3	11.9	2.4	0.2	1.4

（資料）中国汽车技術研究センター資料を基に戦略調査部（香港）作成

（2）今後の展望

今後 1～2 年を展望すると、2016 年後半は、9 月までは前年の発射台が低い上、年末に掛けて減税終了前の駆け込み需要も見込まれることから、相応の伸びが期待出来るというのが市場のコンセンサス。

しかしながら、2017 年については、2016 年末に期限を迎える車両購置税の減税の取り扱いを巡って、減税延長との楽観的な見方がある一方、減税終了に伴う反動減への警戒感も残るなど、先行きは不透明であり、中国政府の政策次第でシナリオが変わる可能性がある点に留意が必要。

現時点でのヒアリング情報等を踏まえて大胆に見通せば、「減税の延長（等の政策支援）がない場合にはマイナス成長に陥る」（日系完成車メーカー談）とのコメントが聞かれるものの、過去と同様に^(注)、「減税幅を縮小させつつ、減税を続ける可能性が高い」（中国政府系シンクタンク談）との見方が優勢であり、需要がマイナス成長に陥る局面には至らない公算が大。

（注）中国では 2009 年 1 月から 2010 年末に掛けても車両購置税の減税を実施。具体的には、2009 年 1～12 月に 10% から 5% へと減税した後、2010 年 1～12 月は 7.5% と段階的に引き上げ、2011 年 1 月より通常の 10% に戻した経緯がある。

2. 新エネ車、省エネ車を取り巻く環境に変化はみられるか

近年、中国政府の手厚い補助金の効果により、環境負荷の少ない新エネ車（EV、PHEV）の生産台数は急速に伸びているが、充電インフラの整備、電池技術等の課題がある。新エネ車、省エネ車（HEV）を取り巻く環境に変化はみられるか。

新エネ車（EV、PHEV）、省エネ車（HEV）の動向をみると、近年、中国政府による手厚い補助金（Appendix.1 ご参照）を受けた新エネ車が牽引役となり、生産台数は急速に伸びている（図表 3）。

《 図表 3：新エネ車、省エネ車の生産台数の動向 》

(単位：台)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	CAGR (2013~2015)
乗用車	3,315	6,662	16,764	21,524	72,211	253,288	243.0%
前年比 (%)	n.a.	101.0	151.6	28.4	235.5	250.8	-
EV	1,140	4,908	10,502	14,458	48,766	174,868	247.8%
PHEV	345	294	262	718	16,622	63,755	842.3%
HEV	1,830	1,460	6,000	6,348	6,823	14,665	52.0%
商用車	3,448	5,449	9,259	13,129	29,450	135,834	221.7%
前年比 (%)	n.a.	58.0	69.9	41.8	124.3	361.2	-
EV	523	1,146	2,606	3,571	14,825	111,686	459.2%
PHEV	0	1,450	951	4,174	13,536	24,049	140.0%
HEV	2,925	2,853	5,702	5,384	1,089	99	▲ 86.4%

(資料)FOURIN資料を基に戦略調査部(香港)作成

今後も中国政府は「充電インフラの整備、電池技術に課題があるとしながらも、EV、PHEV を推進する方向性には変わりはない」(中国政府系シンクタンク談)上、以下の点を踏まえてみても、“PHEV が牽引役となる”との見方は不変。

- ✓ EV、PHEV とともに充電インフラの整備が課題となる中、「EV は短い航続距離の問題から公共交通機関での採用に留まり、一般消費者が購入に至るには相応の時間が掛かる一方、ガソリンのみでも走行可能な PHEV は、充電インフラの整備状況の影響を受けにくいことから、最も有望な分野と言える」(日系完成車メーカー、日系サプライヤー談)。
- ✓ HEV は、足元、トヨタ (Corolla、Levin) の安価な価格設定が奏功して好調に推移しているものの、今後も「HEV は新エネ車の補助金対象には含まれないという状況に変化はないと想定される中、HEV の普及を地道に進めていくしかない」(日系完成車メーカー、日系サプライヤー談) とのコメントが聞かれているため、当面は大幅な需要増は期待し難い。

ここ半年の新たな動きとしては、中国各地で EV の充電インフラ設置の動きが活発化している様子が窺えた点が挙げられる。

これまで EV の充電インフラといった場合、北京や上海、広州等の大都市においても、中国政府による充電インフラの整備を進めるという掛け声とは裏腹に、「街中でほとんど見かけた事はない」(日系完成車メーカー談) という状況が実態であった。

しかしながら、足元では、武漢や蘇州、無錫において「地方政府が補助金を支給することにより、企業の敷地内に EV の充電スタンドを設置する動きがある」（日系サプライヤー談）とのコメントが数多く聞かれた他、中国政府としても、2020 年の新エネ車の累計生産台数目標 500 万台を見据えて、「充電インフラを先行整備する計画を発表している」（FOURIN 談）。

こうした中、「電池の品質、耐久性の担保など電池技術の向上があれば、PHEV ではなく一気に EV の普及が進み、EV 需要は急拡大する可能性もある」（日系完成車メーカー談）との見方も出てきている。

今後、EV の普及が想定を上回るペースで進む場合は、ガソリン車、HEV、PHEV に比して EV に重点を置くなど、日系完成車メーカーの車種構成の見直しを迫られる展開もあるだけに、新エネ車、省エネ車の動向についても継続的にフォローすることが必要。

3. 中資系サプライヤーの台頭に伴い、想定される日系企業への影響は何か

近年、中資系サプライヤーは、外資系サプライヤーとの合併設立や提携等を通じた技術力、設計・開発力の伸長がみられ、一部の部品では外資系サプライヤーと競合する存在にまで成長している。今後想定される日系企業への影響は何か。

これまで中資系サプライヤーといった場合、低価格、低品質の部品を手掛けるという印象が強かったものの、近年では、外資系サプライヤーとの合併設立や提携等を通じた技術力、設計・開発力の伸長がみられ、一部の部品では外資系サプライヤーと競合する存在にまで成長している。

実際、日系サプライヤーからみた中資系サプライヤーの評価をみると、「価格競争力のみ先の先もあれば、技術力が備わっている先もあり、まだら模様となっている」と捉える向きが多く、一部の部品（内外装部品、車体材料等）では、「中資系サプライヤーの技術力は着実に高まっており、日系完成車メーカー向けの取引においても、モデルチェンジのタイミングで競合するケースが増えている」とのコメントが聞かれるなど、存在感を着実に高めている点が窺える。

今後、中資系サプライヤーの台頭に伴う影響としては、「部品の品質、耐久性を日系完成車メーカーの求める水準にまで引き上げる事が出来た場合には、価格勝負にならざるを得ない」（日系サプライヤー談）など、価格競争が一段と激化する点を危惧するコメントが数多く聞かれた。

とりわけ、主に基幹部品以外を手掛ける日系サプライヤーからは「既に厳しい状況に陥っており、いかに生き残っていくか早急に考える必要がある」との切迫感のあるコメントが聞かれており、主力の日系完成車メーカー向けビジネスで苦戦を強いられているサプライヤーも相応に出てきている様子。

その他、「独立系の日系サプライヤーが買収されるケースも十分にある」（日系サプライヤー談）とのコメントや、日系完成車メーカー、日系 Tier1 サプライヤーからは「Tier2 サプライヤーが買収された場合、調達価格の引き上げを迫られる、供給を停止されるといった具合に、調達面で大きな影響を及ぼす可能性もある」とのコメントが聞かれた。

＜Appendix 1. 新エネ車に対する補助金について＞

中国では、国内生産の新エネ車に対して、手厚い補助金が支給されている（付表 1）。

例えば、EV（の乗用車）向けの補助金をみると、乗用車（ガソリン車を含む）の 7 割が車両価格 15 万元以下であるのに対して 1 台当たり 2.5～5.5 万元と設定されている。今後については、2017～18 年、2019～20 年の補助金額は、2016 年の基準に対してそれぞれ▲20%、▲40%引き下げられる予定であるが、当面一定の補助金支給が見込まれる（2021 年以降、新エネ車に対する補助金は廃止される見込み）。

補助金支給の仕組みとしては、機関・個人が新エネ車を購入する際に補助金額を差し引いた価格で販売され、その差額は中国政府から完成車メーカーに支給される仕組み。

《付表 1：新エネ車補助金政策の概要（乗用車）》

対象	条件（航続距離：R）	補助金額
EV	$250(\text{Km}) \leq R$	5.5 万元
	$150 \leq R < 250$	4.5 万元
	$100 \leq R < 150$	2.5 万元
PHEV	$50 \leq R$	3.0 万元
対象期間、支給方法		

・対象期間は 2016～20 年

・2017～18 年、2019～20 年の補助金額は、2016 年の基準（上記）に対してそれぞれ▲20%、▲40%引き下げられる

・機関・個人が購入する際、補助金額を差し引いて支払う

（資料）FOURIN 資料を基に戦略調査部（香港）作成

＜Appendix 2. 日系完成車メーカーの 2016 年 1～6 月の販売実績について＞

日系完成車メーカー 7 社が発表した 2016 年 1～6 月の販売実績をみると、上位 4 社は減税対象車や SUV の販売好調により前年実績を上回った一方、下位 3 社はマイナス成長に転じるなど、まだら模様の展開となった（付表 2）。

《付表 2：日系完成車メーカーの中国販売台数の動向》

（単位：万台、%）

中国販売台数		2015	2016		
		実績	計画	1～6 月実績	前年同期比
トヨタ	輸入車を含む小売販売台数	112.3	115	59.2	15.5
ホンダ	小売販売台数	100.6	107	54.3	17.7
日産（注）	輸入車を含む小売販売台数	102.7	108	50.7	6.9
マツダ	輸入車を含む小売販売台数	23.5	n.a.	11.8	1.3
スズキ	小売販売台数	20.0	n.a.	8.5	▲ 22.3
三菱自動車	輸入車を含む小売販売台数	9.0	n.a.	3.4	▲ 31.4
スバル	小売販売台数	4.7	n.a.	2.2	▲ 10.1

（注）東風日産の数値で商用車を含まない。

（資料）各社資料を基に戦略調査部（香港）作成

（執筆者連絡先）

（株）三菱東京UFJ銀行戦略調査部 香港駐在 黒川 徹

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3033 FAX：852-2521-8541 Email：Toru_Kurokawa@hk.mufg.jp



英国 EU 離脱決定後の中国金融市場動向について

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部
トレーディングGr 及川尚宏

2016 年 6 月 23 日、英国において EU 離脱の是非を問う国民投票が行われた。結果は大方の事前予想を覆す「離脱」となり、市場ではリスクオフ姿勢の高まりから、ボラタイルな動きが示現した。一方、中国金融市場においては、他国の金融市場と比べると EU 離脱の短期的な影響は軽微なものに留まった。

本稿では、英国の EU 離脱決定後の中国金融市場動向を振り返るとともに、将来的な中国への影響についても言及したい。

1. EU 離脱決定後の人民元為替市場動向

(1) 国民投票前の動向

英国 EU 離脱の国民投票は世界から注目を浴び、世論調査やブックメイカーのオッズ動向に市場も一喜一憂する展開が継続。但し投票直前の世論調査では残留派優勢が伝えられ、残留を織り込んだ形で市場の価格形成は推移した。

(2) 開票当日の動向

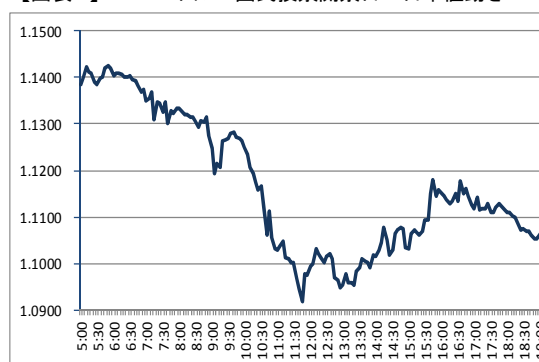
国民投票の開票結果は、6 月 24 日の早朝（北京時間、以下グラフ等含む日付・時刻表記同様）から発表が始まった。投票終了後に公表された出口調査の結果では、残留予想が優勢であったこともあり、為替市場ではポンドが更に買われ 1 ポンド 1.50 ドルまで上昇する場面がみられた。しかし、開票が徐々に進み、英国各地の結果発表が進むと様相は一変。24 日の 7 時台からは、離脱派が優勢との報道により、対ドルでポンドは 1 ポンド 1.3 ドル台前半へと 10% 以上の歴史的な下落を記録し（【図表 1】参照）、ユーロも一時 1 ユーロ 1.1 ドル台を割れる水準まで急落した（【図表 2】参照）。一方、リスク回避通貨と位置付けられる円は買い進められ、1 ドル 106 円台後半の水準から、一時 100 円台を割れる水準まで急騰した（【図表 3】参照）。その後も、離脱支持優勢が続き、各通貨は乱高下を繰り返しながら推移したが、11 時台に BBC によって離脱決定の報道がなされ大勢が決定した後は、各通貨の動きは小康状態になった。株式市場でも、リスクオフ姿勢が顕著となり、特に市場が開いている日本では、急激な円高を懸念することも相まって、日経平均株価指数は取引開始

【図表 1】ポンドドル 国民投票開票日 日中値動き



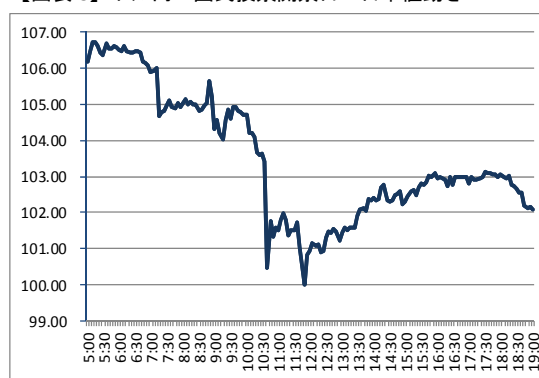
（出所）Bloomberg から BTMUC 作成

【図表 2】ユーロドル 国民投票開票日 日中値動き



（出所）Bloomberg から BTMUC 作成

【図表 3】ドル円 国民投票開票日 日中値動き



（出所）Bloomberg から BTMUC 作成

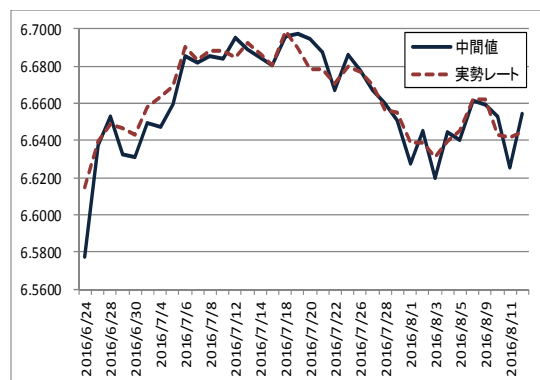
直後 16,300 円後半の水準から、1,000 円以上の下落を記録し、当日終値は 15,000 円割れと前日と比べ 7.9%安まで暴落した（【図表 4】参照）。

中国為替市場では、他の先進国市場ほどの影響はなく、混乱した様子も見られなかった。まずドル CNY 市場では、ポンドやユーロの下落によってドル指数が強くなったことに伴い人民元安が進行。1 ドル 6.59 元台からスタートし一時 6.62 元台半ばまで上昇したものの、当局動向の様子見する動きも比較的強く、16 時半終値は 6.6148 元となった（【図表 5】参照）。日中値幅は約 300PIPS とドル CNY 市場としては比較的大きかったが、他の通貨市場の動きと比較すると動きは軽微であった。株式市場でも、代表する上海株価指数の 24 日終値は前日比-1.3%程度下落で収まり（【図表 6】参照）、翌 27 日の終値は、開票結果が出る前の 23 日の終値を上回るまで回復した。

(3) 離脱決定後から 8 月までの動向

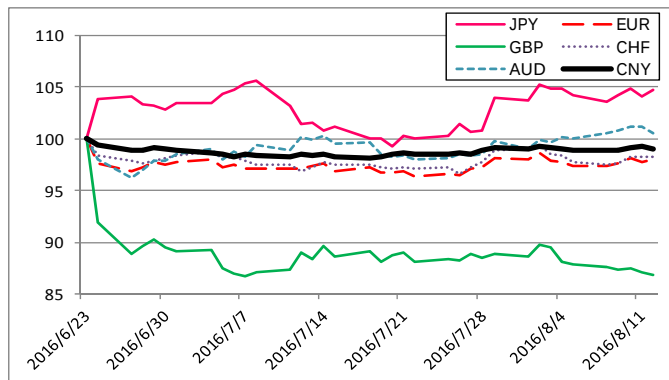
英国の EU 離脱決定後のドル CNY 市場の値動き推移を見ると、離脱決定翌日から人民元安方向の動きが加速（【図表 7】参照）。1 ドル=6.6 元台の台を突破し、その後も人民元安の動きが進行し、7 月 18 日には、9 時 15 分に発表されるドル人民元基準値が、1 ドル 6.7 元を超える場面もみられた。しかし、ドルが通貨バスケットに対して強くなっているのにもかかわらず¹人民元高に設定されるなど、当局の一方的な人民元安進行への警戒感が滲む対応が取られる中、市場参加者も人民元先安ポジションの修正の動きをみせ始め、人民元安圧力は止まることとなった。

【図表 7】ドル CNY 英国離脱後値動き推移



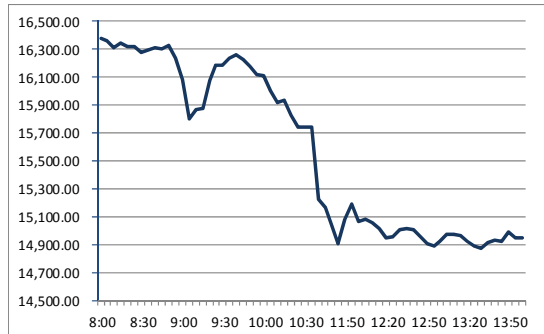
(出所) Bloomberg から BTMUC 作成

【図表 8】主要通貨及び人民元の対ドル値動き推移



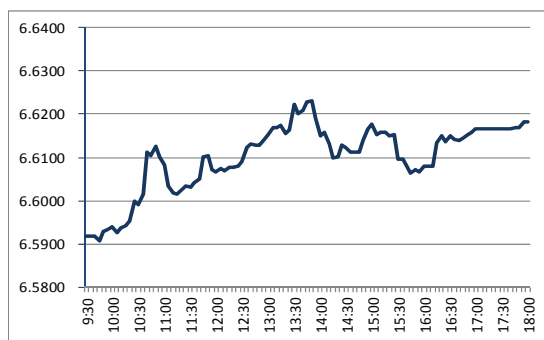
(出所) Bloomberg から BTMUC 作成

【図表 4】日経平均株価 国民投票開票日 日中値動き



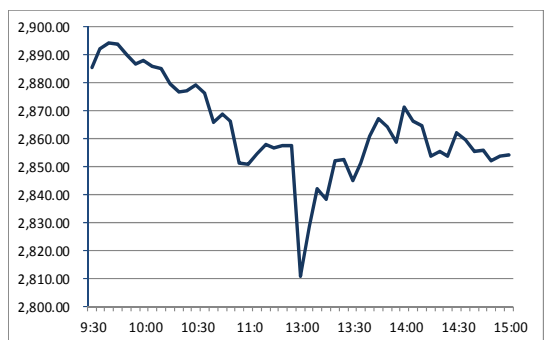
(出所) Bloomberg から BTMUC 作成

【図表 5】ドル CNY 国民投票開票日 日中値動き



(出所) Bloomberg から BTMUC 作成

【図表 6】上海株価指数 国民投票開票日 日中値動き



(出所) Bloomberg から BTMUC 作成

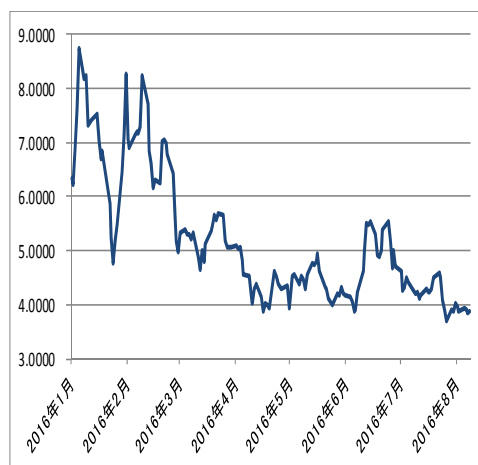
¹ 現在発表されている人民元中間値算定のメカニズムは「前日の市場終値」+「前日からの通貨バスケットの変化幅」を参考に調整するとされている。ドルが他通貨に対して強い場合、通常は「前日の市場終値」よりも人民元安方向に設定されるロジックである。

英国の EU 離脱決定から 8 月までの各主要通貨と CNY のドルに対する値動き推移をみると、未だ大幅安となっているポンドや逆に通貨高状態が続いている日本円、ユーロや豪ドル、スイスフランなどと比べ、人民元の変動幅が軽微であることが分かる

(【図表 8】参照²⁾)。他通貨と比べて安定的な動きをしている理由は、中国経済は英国の EU 離脱の影響が相対的に軽微だとの見方が存在することや、グローバル投資家が投機的な取引を自由に仕掛けることが出来ないこと(資本の自由が完全に認められていないこと)の影響があらう。

ドル CNY 市場の予想変動率をみてみると、8 月は年初来最低水準にある(【図表 9】参照)。この点、市場参加者の足元の見方は、当面当局が一方的な人民元安進行にならないように管理した為替相場を維持させる蓋然性が高いと考えているようだ。9 月に中国がホスト国として迎える G20 サミットが控えていることも、市場ボラティリティを引き下げている一因と考えられる。

【図表 9】ドル CNY1M ボラティリティ推移



(出所) Bloomberg から BTMUC 作成

2. 中長期的な英国 EU 離脱の影響

英国は、EU 基本条約(リスボン条約)第 50 条の規定により、離脱の意思通告をしてから 2 年以内に、英国 EU 間の貿易協定などの枠組みを定めた離脱協定の交渉を EU とまとめなければならない。離脱協定がまとまらず、EU 全加盟国の同意がなければ、2 年後に EU との諸規定は失効し、枠組みも定められないまま離脱することとなる。離脱の通告そのものをいつまでに行うかは定められていない為、今後のスケジュールは不透明な状態だ。

金融分野における最大の影響は、「ロンドンが国際金融センターとして現在の地位に在り続けることができるのか」という点にある。現在外国為替や金利デリバティブの分野などでは、ロンドンはニューヨークをしのぐ取引シェアを誇り、他の金融取引分野でもニューヨークとトップを争う分野が多く、国際金融センターとしての地位は高い。しかし、今後英国が EU 金融・資本市場へのアクセスが自由にできなくなった場合、ロンドンの地位は大きく低下することは避けられない。

こうした中、中国の人民元国際化戦略にも影響を及ぼす可能性が高い。現在、英国はオフショア人民元決済金額では、香港に次ぐ 2 番目の決済量をほこり、今年 5 月には香港以外のオフショア市場では初となる人民元建て国債をロンドンで起債するなど、金融面でも英国との協力関係を築いている。ロンドンをハブに EU 域内やグローバル投資家の人民元取引フローを拡大しようとする狙いがあったが、今後は方針修正を迫られるかもしれない。

未だ英国の EU 離脱プロセスは不透明であり、今後 EU との離脱交渉が開始されたとしても交渉の行方は紆余曲折することが予想される。これまで見てきた通り英国の EU 離脱に対する中国金融市場の短期的な影響は小さかったが、不確実性が高まり再度マーケット混乱の引き金となる可能性は否定出来ない。中長期的な人民元国際化戦略への影響も含め、今後も離脱交渉の動向を注視していく必要があるだろう。

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部

E-mail: naohiro_oikawa@cn.mufig.jp

TEL: +86-(21) -6888-1666 (内線) 2945

² 【図表 8】は、国民投票開票前日からのドルに対する各通貨の推移を表したものであり、国民投票開票前日の 6 月 23 日を 100 とし、数値が大きいほどドル安該当する通貨の通貨高方向、数値が小さいほどドル高該当する通貨の通貨安方向に推移していることを表している。



中国税関総署「通関申告書記載作成規範」を改定

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

大谷 泰彦

税関総署は、先日、「“中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範”の改定に関する公告」（税関総署公告 2016 年第 20 号、2016 年 3 月 30 日より発効、以下「20 号公告」）を公布した。これは、従来の規定である「中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範」（以下「通関申告書記載作成規範」）を改定し、輸出入貨物の荷主、すなわち荷受人または荷送人による申告の規範化、および輸出入通関申告書の記載要件の統一化を図るものである。20 号公告により、中国税関は、輸出入貨物の申告および監督管理に対する新たな要件を定めた。

本稿執筆時点において、20 号公告による本格的な執行がすでに始まっている。特に、追加記載項目である、「特別な関係の確認」、「価格への影響の確認」、「ロイヤリティー支払の確認」（後述）について、税関が広く管轄下の企業を集めて説明会を開催したり、あるいは個別企業に関連の報告を求める事例がある。同時に、特定の企業グループの複数子会社を対象に、中国各地で支払いロイヤリティーに焦点を当てた関税調査が進行している。

本稿では、20 号公告による主な改定内容と、関税管理および移転価格管理の観点から、企業が当該改定にどう対応すべきかについて考察する。

1. 20 号公告による主な改定内容

A. 一部の申告項目の名称改定

税関総署は、申告項目の名称を関連規程のそれと一致させるため、申告項目の名称を下表の通り改定した。

従来	改定後
経営企業	荷主 (荷受人または荷送人)
荷受人	消費使用者
荷送人	生産販売者
貿易方式	監督管理方式

B. 申告貨物品数の上限引き上げ

20 号公告は、記載可能な申告貨物品数の制限により物流伝票が分割される問題を解決するため、通関申告書に記載できる貨物品数の上限を、従来の 20 品目から 50 品目に増やした。

C. 新たな記載要件と追加記載項目

輸出貨物について「貿易国（地域）」および「原産国（地域）」、また、輸入貨物について「最終目的国（地域）」の記載が新たに必要となる。また、「その他の説明」として、「特別な関係の確認」、「価格への影響の確認」、「ロイヤリティー支払の確認」などの項目が追加された。

また、20 号公告は、特別関税地域に所在する企業が、当該地域を出入りする貨物を税関に申告する場合、税関登録書類の作成が必要であることを明らかにした。貨物が同一の特別関税地域内、あるいは異なる特別関税地域間で移動する場合、搬出申告の前に搬入申告を行わなければならない。

さらに、20 号公告は、「輸送費」、「保険料」、「証明書」など、2008 年以降に公布された他の関連文書に定められた記載要件を集約・整理し、法的根拠を失った申告項目を廃止した。

2. 20 号公告への対応

企業は、関税管理および移転価格管理の観点から、今回の改定に次の通り対応すべきと考える。

まず、常識的なことではあるが、輸出入業務に従事する企業は、「通関申告書記載作成規範」の改定内容によく留意し、貨物に関する十分な情報を申告前に入手し、新たな規定に従って申告書に記載すべきである。企業が十分に理解できない問題があれば、管轄の税関と適時に連絡し、申告不備による通関手続きの遅延を回避しなければならない。また、企業は、輸出入のための申告証明書を準備する場合、申告貨物品数の上限引き上げなど、今回の改定によりもたらされた利便を考慮・利用すべきである。

加えて、関連取引とロイヤリティー取引に従事する企業は、今回の改定で新たに追加された開示項目である「特別な関係の確認」、「価格への影響の確認」、「ロイヤリティー支払の確認」の記載に細心の注意を払う必要がある。具体的な留意点は次の通りである。

まず、「特別な関係の確認」について、企業は、「中華人民共和国税関の輸出入貨物の課税価格査定弁法」（以下「価格査定弁法」）が定める基準に従い申告しなければならない。

次に、「価格への影響の確認」について、20 号公告は、価格査定弁法が定める価値評価の用語を引用しつつ、企業は、輸入価格と、価格査定弁法による評価額（すなわち第三者向け価格、逆算による価格、あるいは積算による価格）が近いことを示す証拠を持つかどうか見極めた上で、その取引価格が関連関係によって影響を受けているかどうかを判断し、当該項目を記入せねばならないと定める。そして、そのような証拠がない場合、申告書上、「Yes」（すなわち、関連関係の影響を受けている）と記入せねばならない。

また、「ロイヤリティー支払の確認」について、20 号公告は、企業が、その輸出入取引において、売主あるいは関連者に対して、「価格査定弁法」の定めるロイヤリティー（すなわち、特許権、商標権、特有の技術、著作権、代理販売権、販売権の使用許諾あるいは譲渡に対して買主が支払う料金を含むがそれに限定されない）を直接または間接に支払う場合、申告表に「Yes」と記入すべきとの規定に従うよう求める。

加えて、「価格への影響の確認」ならびに「ロイヤリティー支払の確認」の申告にあたり、企業が十分な準備なく「Yes」と記入した場合、税関から関税価格の再評価を受ける可能性がある。また、十分な判断と分析なしに「No」と記入した場合、関税評価額に対する問い合わせ、検査、調査を受け、不正確な情報開示が発見された場合、関連取引、ロイヤリティー支払、および関連するその他の問題について、不正確な開示による虚偽申告を行ったと指摘されるリスクが増大する。

さらに、昨今、特定の企業グループの複数子会社を対象として、支払いロイヤリティーに焦点を当てた関税調査が進行していることに鑑み、中国子会社の間で、整合性のある関税および移転価格ポジションを確保する必要がある。

輸出入企業は、上述の 2 項目を申告する前に、社内調査、とりわけ国際移転価格設定と非貿易取引における料金支払（価格査定弁法で定められたロイヤリティー、および、研究開発費、設計費、技術支援料などその他の料金支払）についての調査を十分に行うべきである。また、企業は、そのような調査の後、通関代行業者と適時連絡し、また必要に応じて専門家から意見を聞くことにより、誤申告を回避し、関税リスクを低減することが望まれる。

（監修者連絡先）

KPMG 中国

税務パートナー

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

大谷 泰彦

中国上海市静安区南京西路1226号恒隆広場 50F

Tel : +86-21-2212-3403 E-mail : yasuhiko.otani@kpmg.com

**法務:中国における電子契約の法的問題とリスク防止**

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I. はじめに

中国では 2005 年に電子署名法¹が既に施行されていたが、当時はまだ電子契約が普及していなかったため、さほど注目を受けずにいた。その後、インターネット企業が頭角を現すにつれて、オンライン投資、インターネット取引が急成長を遂げ、電子署名の法的拘束力、オンライン上の契約保証に関する問題など伝統的な契約形式にはない様々な問題点やリスクが生じた。そこで、本稿では、中国法下における電子契約の概念と効力について論じたうえ、実務的観点からその法的な問題点とリスクを明らかにするとともに、これらの防止策を検討するものとした。

II. 電子契約の基本的な特徴**1. 電子契約の形式と構成**

現在、電子契約に関する国際的な定義はまだ確立されておらず、例えば、1996 年 6 月に国際連合国際商取引法委員会が採択した電子商取引モデル法（UNCITRAL Model law on Electronic Commerce）、1999 年 7 月に全米統一州法委員会が採択した統一電子取引法（UETA：Uniform Electronic Transaction Act）のほか、各国の電子商取引関連立法においては、電子契約そのものではなく、むしろ「電子データ」、「電子方式」の観点から定義がなされている。

中国では、2015 年に改正された電子署名法が、「電子データとは、電子、光学、磁気その他類似の手段をもって作成、送信、受信又は保存が行われる情報をいう」ものと定め（2 条）、また、2013 年に商務部が公布した電子契約オンライン締結手続規則²は、電子契約につき、「平等な主体である自然人、法人その他組織の間において、電子データの形式で、電子的な通信手段を用いて、民事的な権利義務関係の形成、変更、終了を行う契約をいう」ものと定義している。

また、中国契約法³10 条、11 条によると、契約の締結は書面形式を採用することができ、この書面形式には電子文書（電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換、電子メール）も含まれることから、電子データによる電子契約も、契約法において認められた契約形式として適用される。

¹ 2005 年 4 月 1 日公布、2015 年 4 月 24 日改正。

² 標準番号 SB/T 11009-2013、2013 年 12 月 1 日施行。

³ 1999 年 3 月 15 日公布、同年 10 月 1 日施行。

電子契約は、一般的に契約条項及び電子署名の 2 つの部分により構成されている。契約条項については一方の当事者が定型条項を提供する場合が多く、電子署名には、電子証明書⁴、トラステッドタイムスタンプ⁵、その他の情報が含まれる。電子証明書は、認証局がこれを提供しており、トラステッドタイムスタンプの時刻は、中国の標準時刻を決定・維持する中国科学院国家授時中心（National Time Service Center）の時刻に基づく。

2. 電子契約の適用範囲

原則として、契約法に定める契約類型は、すべて電子契約の形式を採用することができる。現に、売買、請負、賃貸借、仲介など伝統的な契約について、電子契約として締結された事例が見受けられ、新興のインターネット金融分野においては、さらに広範に電子契約が利用されている。

その一方で、例えば、婚姻、養子縁組、相続など契約法が適用されない家族関係の契約をはじめとして、電子契約の形式が認められていない次のような分野も存在する（電子署名法 3 条）。

- (1) 婚姻、養子、相続など家族関係
- (2) 土地、建物など不動産の譲渡
- (3) 水、ガス、電気、熱供給など公共サービスの停止
- (4) その他法律、行政法規が定めるもの

3. 電子契約の締結方法

電子契約は、状況によって異なるとはいえ、一般にその締結方法にそれほど大きな差異は生じない。ネットワーク上における金銭借入契約の締結を例にとってみると、借主と貸主は、インターネット上の金融プラットフォームを通じて相互に相手方の情報を入手し、双方が借入について合意すると、同じくこの金融プラットフォームを通じて契約の雛形が提供され、双方がそれぞれ端末の確認ボタンをクリックすれば、契約締結となる。電子契約の締結方法は、契約の効力とも関わる重要事項であることから、その効力の認定については、次章において詳述するものとした。

Ⅲ. 中国法における電子契約の効力の認定方法

既述のとおり、電子契約は書面契約の一種であり、契約である以上、その成立・発効は、当事者の合意が前提となる。また、伝統的な「紙」によらない電子契約は、伝統的な契約に対して求められる要件に加え、電子署名法に定める電子データによる合意の意思表示に関する要件も充足しなければならない。

⁴ 電子証明書とは、実際にはインターネットにおいて通信を行う各当事者の本人証明に関する情報を示す数字であり、インターネットにおける通信主体本人を検証する方法の 1 つである。しかし、電子証明書は電子本人証明書ではなく、本人確認機関が電子本人証明書に押す判ないし印鑑（又は電子本人証明書上の署名）といえる。これは、CA 機構、証明書授権（Certificate Authority）センターによって発せられ、利用者はインターネット上で電子証明書により相手方本人を識別することができる。現在、中国では、CA 機関につき行政許可制がとられており、36 の機関がこの許可を受けている。

⁵ トラステッドタイムスタンプとは、時刻認証局（TSA : Time Stamping Authority）によって発行され、電子データ（電子文書）がある時点において既に存在し、完全かつ検証可能なものであることを証明する法的効力を備えた電子証明書である。このタイムスタンプは、主に電子文書の改ざんや事後否認を防止するため、電子文書の正確な作成時間を確定するために用いられる。

中国契約法 33 条は、「書簡、電子データなどの形式により契約を締結する場合において、その当事者は、契約の成立前に確認書の締結を求めることができる。その契約は、この確認書を締結した時点において成立する」と定め、さらに同法 16 条は、「電子データの形式で契約を締結する場合において、電子データの受信者がそれを受信するための特定のシステムを指定したときは、当該電子データをその特定のシステムにおいて受信した時刻をもって到達時刻とみなし、特定のシステムを指定しないときは、受信者のいずれかのシステムにおいて当該電子データを受信した最初の時刻を到達時刻とみなす」ものとしている。

また、電子署名法は、電子契約に対し、形式の合法性、保存の合法性、証拠の真実性、署名の信頼性を求めている。

まず、形式の合法性とは、電子契約においてやり取りされる電子データが、原本の形式に関する法令の要求を満たしていることをいい、そのためには、電子データの内容が有効に表現されることができ、かつ随時の確認が可能なこと、その内容が最終的に確定された時点から完全に維持され、修正がなされていないことにつき信頼しうる保証が存することが必要となる（5 条）。

次に、保存の合法性とは、電子契約の内容をなす電子データについて、送信者、受信者、発信・受信の各時刻を識別できることをいう（6 条）。

さらに、証拠の真実性とは、電子契約の内容をなす電子データが真実であることをいい、その判断にあたっては、①電子データの作成・保存・伝達の方法の信頼性、②内容の完全性を維持する方法の信頼性、③送信者を識別する方法の信頼性、④その他関連する要素を勘案しなければならない（8 条）。

最後に、電子署名の信頼性とは、電子署名の信頼性に関する電子署名法の定めに適合することといい、そのような電子署名は、自筆の署名や押印と同等の法的効力をもつものとされている（13 条、14 条）。

IV. 実務的観点からみた法的問題

1. 電子データの契約形式としての認定

痕跡なく改ざんされたり、容易に滅失する恐れがある電子データは、その原本の維持が困難との問題を抱えている。それゆえ、司法実務においては、ショートメッセージ、電子メールなどの電子データが契約法、民事訴訟法⁶、電子署名法などの法令に定める書面形式の要件を充足するかが問題となることが多い。

電子データが証拠とされた近年の事例をみると、電子署名法 4 条が「その内容を有形的に表現することができ、かつ、随時確認しうる電子データは、法律、法規の要求に適合する書面形式とみなす」と定めていることから、実務において、裁判所も、電子データ形式の採用について肯定的な態度をとっているようである。

⁶ 1991 年 4 月 9 日施行、2012 年 8 月 31 日最終改正。

2. 電子署名の信頼性

電子署名については、どのような要件を充足すればそれを信頼することができ、電子署名法 14 条に定める「自筆による署名又は押印と同等の法的効力」を有するようになるのか、この点に関する実務は、必ずしも法令の定めどおりになっていない。

電子署名法 13 条は、信頼しうる電子署名として求められる具体的な技術上の要件を定めており、それは専有性、支配性、改変認識可能性の 3 つにまとめられる。しかしながら、司法実務において採用されている基準は若干異なり、例えば次の 2 つの事例のように、審理時期、審級の異なる裁判所が「私有性、唯一性、秘密性」を基準に電子署名の認定を行っている。

事例 1（浙江省高级人民法院 2008 年の判決）

浙江省高级人民法院は、2008 年の事件の第二審判決において、取引パスワードは私有性、唯一性及び秘密性の特徴を有する個人のパスワードであって、取引当事者本人を識別するデジタル署名（電子署名）の機能を有しており、たとえ本人が無意識に個人のパスワードを漏洩し又は操作時に盗み見されたとしても、その状況を問わず、すべて本人による行為の結果であることから、本人が個人パスワードの使用について責任を負わなければならない、と判示した。

事例 2（深圳市中級人民法院 2014 年の判決）

深圳市中級人民法院は、2014 年に審理した事件において、銀行カードの取引パスワードは私有性、唯一性及び秘密性を有し、通常状況下では、銀行カードに関する情報とりわけパスワードは、カード保有者が設定し、しかも保有者しか把握していないものであって、カード保有者の本人証明書や署名と同じく本人識別機能を有し、カード保有者が電子取引システムに入るためのキー又は ID 証明として電子署名の役割を果たしているが、実務上、銀行カードについていえば、個人によるカードの不適切な使用によるパスワード漏洩事件の発生率が高く、銀行のシステム上の問題によるパスワード漏洩事件は発生率が低いことから、カード保有者はパスワードについて一般的な財産よりもさらに厳格な保管・秘密保持の義務を負っており、したがって、原告自身も、デビットカードの盗難、不正使用により被った自己の損害について、一部の責任を負わなければならない、と判示した。

これら 2 つの事例からもわかるように、実務では、ATM、ネット銀行などの電子化された取引サービスにおいて、個人パスワードの私有性・唯一性・秘密性が取引当事者本人を識別する機能を有しており、これにより電子署名の役割を果たすものと考えられている。実務における電子署名の信頼性に関する認定基準と電子署名法 13 条に定める認定基準とを比較してみると、私有性・唯一性は、電子署名法の信頼しうる電子署名の専有性に関する要求に対応し、秘密性は、同法の支配性に関する要求に対応している。その一方で、電子署名法に定める電子署名の改変認識可能性については、現在のところ、実務において検討された事例が少ないように思われる。

V. 電子契約に関する法的リスクの防止

法的リスクの回避という観点からすると、企業、特にインターネット金融企業においては、既述の法令や司法実務における電子署名の信頼性に関する認定の違いに着目する必要がある、ユーザーとサービス契約を締結するにあたっては、相応の契約条項を定めることによって、電子署名について可能な限り法令・実務両面の要求を満たすようにすることが重要となる。

具体的に述べると、企業としては、ユーザーと締結する電子契約において、少なくとも次の条項を設けることが推奨される。

- (1) 当該電子取引は、実名のユーザーのみにおいて行うことができ、ユーザーが電子取引システムを通じて発した指示は、ユーザー本人が商品・サービスの提供者に対して直接に発した指示であると合理的に確信できることから、ユーザーにおいては本人の認証に関する情報（ユーザー名、口座番号、パスワード、指紋など）を適切に保管しなければならない旨を明確に定めること。
- (2) ユーザーが電子取引システムを通じて取引の申込みをする際には、システムにおける指示に基づいて本人の認証に関する情報などを入力する必要がある、それによりユーザー本人の検証が行われ、システム上その検証結果に従ってユーザーの取引申込みを処理する旨を明確に定めること。
- (3) ユーザーが負うリスクを明確に定めること。例えば、本人認証情報はユーザーの口座及び口座内資産の安全に関わるものであることから、ユーザーにおいてはそれを適切に保管しなければならない、その漏洩は、ユーザーの口座が違法に使用され、違法な取引が行われる事態を招き、ユーザーの損害となることが懸念され、その漏洩を惹起したのがユーザー自身であるときは、ユーザー自身においてそれを負担することが挙げられる。

VI. 終わりに

電子商取引の発展に伴い、電子契約は今後も広範に活用され、将来さらに重要な契約形式となることは想像に難くない。しかしながら、伝統的な紙面による契約とは顕著に異なるその特徴ゆえ、実務においても効力認定をはじめとする各種の法的問題が生じている。本稿は、中国法に定める電子契約の特徴、電子契約の効力認定の基準、中国の実務において問題となることの多い事項、電子契約の法的リスク防止策の概要を論じたにすぎないが、日本企業の中国業務における電子契約の取扱い、その法的リスクの低減などに関し参考となれば幸いである。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心A座東樓20階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5878-5533

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・ブリスベン・ブリュッセル・キャンベラ・成都・ドバイ・フランクフルト・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・ルクセンブルク・マドリッド・メルボルン・ミラノ・ミュンヘン・ニューヨーク・パリ・パース・青島・リヤド・上海・深圳・シリコンバレー・三亜・蘇州・シドニー・東京



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階 北京市北京経済技術開発区崇華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天 津 支 店 天津 濱海 出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21階 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	大連市西岗区中山路147号 森茂大厦11階 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海 虹橋 出張所 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試験区馬路88号 10号楼3・4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号 嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園蘇州大道東289号 融融大厦15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12单元	86-591-3810-3777

三菱東京UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。